

社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会 地域活動新設団体等助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢崎市内に活動拠点を置き、かつ、伊勢崎市域で地域福祉の増進を目的として活動を始めた、または始めようとする市民活動団体等に対して、社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会（以下「本会」という。）がこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、その活動費の一部を助成し、もって地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成金は、新設され市民活動団体等として本会会長（以下「会長」という。）が認めた団体が、地域福祉活動を目的に行う自主事業を対象とする。

2 助成対象となる経費は、以下のものとする。

- (1) 地域福祉事業の実施に要する経費
- (2) 障害児（者）、高齢者の活動に要する経費
- (3) 児童の健全育成に関わる活動に要する経費
- (4) 手話、朗読、点訳等の技術習得に要する経費
- (5) 社会福祉施設等での活動に要する経費
- (6) その他の活動に要する経費

(助成金の額等)

第3条 前条第2項に対する助成金の額は、一団体5万円を限度額とする。

2 同一団体への助成金交付は、単年度（1回）を限度とする。

3 助成金は共同募金配分金を財源とし、予算の範囲内とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（別記様式第1号）に、以下の書類を添えて、会長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（ 〃 第3号）
- (3) 助成対象事業の経費のうち助成金によってまかなわれる以外の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 助成対象事業により期待できる効果
- (5) 役員または主たる活動者名簿

(助成金の審査)

第5条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、当該年度の事業計画の定めるところにより選定するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、選定された事業（以下「助成事業」という。）について助成金の交付を適当と認めるときは、交付の決定をし、助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により通知する。

（助成金交付の条件）

第7条 会長は、助成金の交付決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- （1）助成事業に要する経費の配分の変更若しくは助成事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をする場合においては、会長の承認を受けること。
- （2）助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第5号）を会長に提出し、その承認を受けること。
- （3）助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに会長に報告してその指示を受けること。

（決定の取消）

第8条 会長は、助成金の交付を申請した者（以下「助成事業者」という。）が助成金を転用若しくは、その他助成事業に関して助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令等又はこれに基づく処分に違反したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（事情変更による決定の取消等）

第9条 会長は、助成金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（助成金の返還）

第10条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（実績報告）

第11条 助成事業者は、助成事業の完了の日（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。以下同じ。）から起算して1ヶ月を経過した日までに、助成事業の成果を記載した助成事業実績報告書（別記様式第6号・第7号・第8号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第12条 会長は、助成事業の完了・中止または廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた

場合、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付決定の内容等に適合しているのかを調査し、すでに交付した助成金との差額が生じる場合については助成金の確定及び返還通知書（別記様式第9号）により通知する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。